

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

1 業務の概要

- (1) 業務名 青葉山エリアにおける最新テクノロジーを織り交ぜた観光コンテンツ造成業務
及びエリアの滞在環境整備にかかる回遊性向上に関する調査業務
- (2) 業務の目的
令和5年3月に策定した「仙台・青葉山エリア文化観光交流ビジョン」に基づく取り組みの実施にあたって、青葉山エリアの価値を高め、エリアへの来訪を促進するとともに、来訪者の回遊性向上のための基礎資料を得ることを目的とする。
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 企画提案を求める具体的内容
 - ①本事業に対する基本的な考え方、取り組み方針
 - ②別添仕様書「4 業務内容」の具体案
 - ③業務の実施体制、実施スケジュール
 - ④事業者の自主的な提案
- (5) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (6) 委託費の上限額 12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではない

2 予定される実施スケジュール

内容	日程及び期限
公募手続きの開始	公告の日
質問受付期限	令和6年7月12日（金）15時
質問に対する回答	令和6年7月17日（水）
参加表明書類の提出締切	令和6年7月25日（木）17時
応募図書の提出締切	令和6年7月31日（水）正午
（応募多数の場合）書面による事前審査	令和6年8月1日（木）
プレゼンテーション審査（審査委員会の開催）	令和6年8月2日（金）9時30分開始
選定結果通知、受託候補者と委託契約の協議開始	令和6年8月2日（金）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされておらず、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てもなされていないこと。

- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（仙台市税が課税されていない場合は、主たる事業所が所在する市町村が課す市町村税を滞納していないこと。東京特別区に所在する場合は、法人住民税を滞納していないこと）。
- (6) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
 - ①全ての構成員が、上記（1）から（5）に掲げる条件を満たしていること。
 - ②構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - ④本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - ⑤業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - ⑥本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

4 参加表明書類の提出

- (1) 受付期間 公告の日から令和 6 年 7 月 25 日（木）17 時必着
※ただし、土日祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで
- (2) 提出方法 事務局あて直接持参または郵送（簡易書留など送達過程が確認できるもの）
- (3) 提出書類
 - ①参加表明書（様式第 1 号）
 - ②会社概要又は共同事業体結成にかかる届出書（様式第 2 号）
 - ③暴力団排除にかかる誓約書（様式第 3 号）
 - ④納税証明書（仙台市税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書）
 - ⑤原本証明をした定款の写し（共同事業体の場合は、協定書や規約、運営規則の写しでも可）
- (4) 提出部数 各 1 部
- (5) 参加を辞退する場合
参加表明書類を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により速やかに書類を提出すること。
 - ①提出書類 辞退届（様式第 4 号）
 - ②提出方法 事務局あて直接持参または郵送（簡易書留など送達過程が確認できるもの）

5 企画提案書等（応募図書）の作成及び提出

- (1) 受付期間 公告の日から令和 6 年 7 月 31 日（水）正午必着
※ただし、土日祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで
- (2) 提出方法 事務局あて直接持参または郵送（簡易書留など送達過程が確認できるもの）
- (3) 応募図書
 - ①提案内容を説明する書類（任意様式、表紙及び目次を除き A4 版 15 ページ以内）
 - ②見積書及び経費内訳（任意様式）
 - ③事業実施スケジュール（任意様式）
- (4) 提出部数 各正本 1 部及び副本 5 部

6 公募内容に対する質問

- (1) 期 間 公告の日から令和6年7月12日(金)15時まで
- (2) 受付方法 みやぎ電子申請サービスにて受け付ける。
※以下の URL からアクセスし、指示に従うこと。
<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1719182141385>
- (3) 質問内容 原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限る。(他の事業者からの参加表明、企画提案書の提出状況等には回答しない。)
- (4) 回答方法 令和6年7月17日(水)に、質問内容とともに仙台市ホームページにおいて回答を公表する。ただし、質問内容によっては当該日以降に回答する場合がある。

7 審査方法等

(1) 審査方法

- ①応募図書は、(2)のとおり組織する審査委員会において、(3)の各項目に基づき、プレゼンテーションによる審査を行う。ただし、5者以上から応募があった際は、事務局が書面により提案内容の基本要件に照らして事前審査を行い、上位4者を審査の対象として審査委員会へ諮る。
※プレゼンテーションの時間は1者あたり10分以内とし、別途審査委員から質疑応答を行う。
※プレゼンテーションは応募図書に基づいてのみ行い、追加の資料配布は認めない。
※オンラインによりプレゼンテーション審査に参加することも可とする。オンラインでのプレゼンテーションを希望する場合は、参加申込書(様式第1号)にて申し込むこと。なお、使用するWeb会議システムは、別途事務局からURL等を案内する。
※いずれのプレゼンテーション形式であっても、プロジェクタやPC等の使用は不可とする。
- ②書面による事前審査を行った場合は審査結果とあわせて、審査委員会前日までにプレゼンテーション順を通知する。なお、プレゼンテーション順は、事務局によるくじ引きで決定する。
- ③審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 委員構成

審査委員会の構成は、以下のとおりとする。

- ・審査委員長 仙台市文化観光局交流企画課長
- ・審査委員 仙台市文化観光局観光交流部観光課長
- ・審査委員 仙台市文化観光局観光交流部観光課企画調整担当課長
- ・審査委員 仙台市建設局百年の杜推進部公園管理課長

(3) 評価項目及び配点

委員1人あたり200点満点とし、以下のとおり評価項目別に配点する。

評価項目及び詳細		配点
1	提案内容は、本業務の目的を十分に理解し、要素を欠くことなく簡潔に定められているか。	業務理解度 10点
2 業務内容に 関する提案	提案内容全体に矛盾がなく、仕様書と整合性のとれた内容となっているか。	整合性 10点
	提案内容は、青葉山エリアの歴史的・文化的側面を踏	

	まえたものとなっているか。		
	活用する最新テクノロジーは、新規性及び話題性を有するか。	話題性新規性	20点
	観光コンテンツの企画内容は、青葉山エリアの魅力を高め、来訪者等が青葉山エリアに興味・関心を持つと期待されるか。		40点
	具体的なプロモーション計画が示されており、期待される誘客効果についても具体的な想定がなされているか。	的確性	10点
	安全管理に対する考え方は十分か。		10点
	「青葉山エリア文化観光交流ビジョン」を踏まえた効果的な調査研究計画が提案されているか。		20点
	自主提案		20点
3 実施体制 （コンテンツ造成業務及び調査業務それぞれの人員配置や履行スケジュールは適切かつ十分に実効性のあるものか。）		適切性実現性	20点
4 同種業務の実績		実績内容	10点
5 参考見積		妥当性	10点

(4) 評価点数

評価項目ごとに5段階で評価を行い、それぞれ対応する点数を設け、当該項目の得点とする。

評価／評点	配点		
	40点（8倍）	20点（4倍）	10点（2倍）
特に優秀／5	40点	20点	10点
優秀／4	32点	16点	8点
普通／3	24点	12点	6点
やや劣る／2	16点	8点	4点
劣る／1	8点	4点	2点

(5) 受託候補者の選定

①上記により審査を行った結果、合計点が最も高い提案をした者を受託候補者として選定する。

②合計点が同点であった場合の取り扱いは、以下のとおりとする。

ア) 各審査委員から最も多く1位の評価を得た者を受託候補者とする。

イ) ア)において同率の場合は、審査委員長の評点が高かった者を受託候補者とする。

ウ) イ)において審査委員長の評点が同点の場合は、見積金額が低い者を受託候補者とする。

エ) ウ)において見積金額が同額の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

※応募者が1者のみであった場合は、当該応募者の合計点が6割以上となった場合にのみ受託候補者として選定し、6割に満たなかった場合は再度公告を行う。

(6) 結果の通知

①審査結果は、審査委員会の閉会后、所定の手続きを経た上で文書により通知する。

②不採択理由の開示を希望する場合は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に、事務局あてに任意の様式により書面または電子メールで問い合わせを行うこと。

③事務局は、②の書面を受理した翌日から起算して10日以内（休日を除く）に、原則として書面により回答を行う。

(7) 審査対象からの除外（失格事由）

- ①「3 参加資格要件」を満たさない場合
- ②募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める場合
- ④応募図書に虚偽の記載を行った場合
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

8 契約締結

本市は、受託候補者と、業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成する。その後、仕様書に基づく見積書を徴取し、委託上限額の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。なお、提出された提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ提案書等の内容を一部変更する場合がある。

※受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

9 事務局（提出・問合せ先）

仙台市文化観光局観光交流部観光課（担当：星野、新井）

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1（本庁舎 4 階）

TEL 022-214-8032 / FAX 022-214-8316 / 電子メール kei008020@city.senadi.jp